

(案)

方針 3 将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続

可能な体制を構築します

高齢者人口が増加することに伴う介護サービス需要の増加に対して、地域の特性を踏まえつつ、将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築するとともに、多様な介護人材確保や、働きやすい環境づくり、介護現場の業務効率化を進めます。

～方針 3 の体系～

【施策 7】 中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備

- (1) 介護サービス基盤の整備
- (2) サービスを提供する事業所・施設への支援

【施策 8】 介護人材の安定的な確保・育成に向けた支援の充実と介護業務の効率化の推進

- (1) 将来を見据えた介護人材の確保のための取り組みの推進
 - ① 多様な介護人材確保に向けた取り組みの推進
 - ② 将来の介護の担い手となる若い世代への魅力発信
- (2) 継続して働く意欲を高めるための取り組みの推進
 - ① 働きやすい環境づくり 及び定着促進の支援
 - ② キャリアパスの確立の支援
- (3) 介護人材の資質の向上に向けた取り組みの推進
- (4) 業務の効率化に向けた取り組みの 推進

【施策 7】 中長期的な視点を重視した介護サービス基盤の整備

介護サービスの需要を中長期的に踏まえたうえで、高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、サービス基盤の整備を進めます。とりわけ特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどの入所系サービスについては、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの設置状況も念頭に置き、地域の実情も踏まえつつ、計画的な整備に努めます。

また、介護保険サービスの質を確保し、高齢者が必要なサービスを適切に受けられることができるよう、事業所等への支援を行うとともに、大規模災害の発生や感

感染症の流行を踏まえ、避難訓練や感染拡大防止策、必要な物資の備蓄など、継続してサービスが提供できる体制づくりを支援します。

(1) 介護サービス基盤の整備

施設サービスについては、入所申込者の多様化する希望等を的確に把握するとともに、高齢者人口の中長期的な動向を見据え、既存施設の有効活用も含めた適切な量の施設整備を継続的に実施します。

小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、計画的に整備を進め、日常生活圏域におけるさまざまな社会資源との連携が図られることで、高齢者が必要な介護サービスを適切に選択し、住み慣れた地域で暮らし続けられる環境を整えていきます。

主な取り組み（案）
<p>【特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別養護老人ホームの整備 ◆ 介護老人保健施設等の整備 ◆ 特定施設入居者生活介護の整備
<p>【地域密着型サービスの計画的な整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>認知症高齢者グループホームの整備</u> ◆ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の整備 ◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備

【介護サービス基盤整備の目標】

計画期間（令和6～8年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

①特別養護老人ホーム

入所希望者の状況やアンケート調査の結果等を踏まえ、必要数を整備します。

令和5年度末までの選定予定数	次期計画の整備量	令和8年度末時点の見通し
5,588人分	230人分	5,818人分

※次期計画の整備においては、既存施設の増床など、既存資源の有効活用も図っていきます。

②介護老人保健施設

入所希望者の状況や待機期間、利用状況等を踏まえ、現在の選定状況の人数を維持します。

・令和5年度末までの選定状況：3,689人分

なお、介護医療院については、介護老人保健施設からの転換も含めて、ニーズや事業者の意向等を把握しながら、整備の必要性等を検討していきます。

③認知症高齢者グループホーム

入所希望者の状況等を踏まえ、必要数を整備します。

令和5年度末までの選定予定数	次期計画の整備量	令和8年度末時点の見通し
2,294人分	162人分	2,456人分

④小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

17の日常生活圏域が未整備となっている状況等を踏まえ、必要数を整備します。

令和5年度末までの選定予定数	次期計画の整備量	令和8年度末時点の見通し
70事業所	11事業所	81事業所

⑤特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の整備状況や利用ニーズ等を踏まえ、必要数を整備します。

令和5年度末までの選定予定数	次期計画の整備量	令和8年度末時点の見通し
3,146人分	300人分	3,446人分

(2) サービスを提供する事業所・施設への支援

介護保険により提供されるサービスの質を確保し、高齢者がより適切なサービスを受けられるよう、ケアマネジメントの質の向上や、医療・介護分野における切れ目のないリハビリテーションサービス提供体制の構築等に向けた、事業所・施設への支援を行います。

さらに、大規模災害の発生や様々な感染症の流行時においても、事業所・施設が継続してサービスが提供できるような体制づくりの支援に取り組めます。

主な取り組み（案）

- ◆ 関係団体等と連携した、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する研修の実施（再掲）
- ◆ 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所のケアプラン点検による質の高いケアマネジメントのための支援
- ◆ 介護事業所の連絡会・勉強会の開催・運営に対する支援
- ◆ 介護サービス相談員派遣事業の実施
- ◆ サービス提供における好事例等の共有化や情報発信
- ☆ 在宅生活を包括的に支援する、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の理解及び整備促進
- ☆ 地域におけるリハビリテーションサービス提供体制の把握と分析
- ◆ 介護支援専門員が行うケアマネジメントに対するリハビリテーションの視点を踏まえた相談支援及びケアプランの検証
- ☆ デイサービスにおける効果的なリハビリテーション実施への支援
- ◆ 事業所・施設がリハビリテーション等に関連する各種加算を適切に算定するための支援
- ◆ 災害や感染症発生時における事業所・施設への衛生用品の提供等の支援（再掲）
- ◆ 自然災害・感染症の業務継続に係る計画の作成・見直しの支援（再掲）